

「クロベエ通信@石炭館公式」×実施要領

制定 平成29年 8月22日

改訂 令和 6年 4月23日

第1 趣旨

この要領は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、ソーシャルメディアを活用して大牟田市石炭産業科学館（以下「石炭館」という。）に関する情報発信を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2 活用目的

石炭館に関する情報を、×を活用して発信することにより、広く石炭館の事業、イベント等に関心を寄せていただくことを通じて、地域文化の向上に寄与するとともに、地域の振興を図ることを目的とする。

第3 使用するソーシャルメディアの種類

×

第4 公式アカウント名

「クロベエ通信@石炭館公式」

第5 運用方法

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市産業経済部観光おもてなし課石炭産業科学館において行う。
- (2) この公式アカウントを用いて発信する情報は、石炭館に関する情報とする。
- (3) この公式アカウントにおける情報の更新は、別紙様式1による石炭産業科学館長の決裁を必要とし、原則として石炭館開館日の8時45分から17時30分の間に行うものとする。

第6 寄せられた意見等への対応

この公式アカウントに寄せられたコメントは参考意見とし、原則として個別の返信は行わないものとする。

第7 利用期間

この公式アカウントの利用期間は、この要領の制定の日から1年間とする。ただし、必要と認めるときは継続できるものとする。

第8 その他

この要領は、予告なく変更ができるものとし、その効力は、webサイトに公表した時点から生じるものとする。

